

予防接種は「望ましい接種時期」に受けましょう

定期予防接種は、予防接種法により対象者や接種期間などが定められています。

「予防接種と子どもの健康」をよく読み、できるだけ望ましい時期に接種するようにしましょう。

望ましい接種時期について

予防接種の種類	接種対象者（接種対象年齢）	望ましい接種時期	回数
ヒブ感染症	生後2月から60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から7月に至るまで（追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく）	4回 ^{*1}
小児用肺炎球菌	生後2月から60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から7月に至るまで（追加接種は、生後12月から15月に至るまで）	4回 ^{*1}
B型肝炎	12月に至るまでの間にある者	生後2月に達した時から9月に達するまでの期間（第3回目は初回接種終了後139日以上の間隔をおく）	3回
四種混合 ^{*2} ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・不活化ポリオ	1期初回 生後3月から90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から12月に達するまでの期間	3回
	1期追加 生後3月から90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後6月以上の間隔をおく）	1期初回接種（3回）終了後12月から18月までの間隔をおく	1回
不活化ポリオ ^{*2}	1期初回 生後3月から90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から12月に達するまでの期間	3回
	1期追加 生後3月から90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後6月以上の間隔をおく）	1期初回接種（3回）終了後12月から18月までの間隔をおく	1回
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から8月に達するまでの期間	1回
水痘	初回 生後12月から36月に至るまでの間にある者	生後12月から15月に達するまでの期間	1回
	追加 生後12月から36月に至るまでの間にある者（初回接種終了後3月以上の間隔をおく）	初回接種終了後6月から12月までの間隔をおく	1回
麻しん風しん混合	1期 生後12月から24月に至るまでの間にある者	接種期間になったらできるだけ早期に接種	1回
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の前年度4月1日から3月31日までの間にある者	接種期間になったらできるだけ早期に接種	1回
日本脳炎 ^{*3}	1期初回 生後6月から90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回
	1期追加 生後6月から90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（2回）終了後おおむね1年おく）	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回
	2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回
二種混合 ・ジフテリア ・破傷風	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回
子宮頸がん予防 ^{*4}	小学校6年生から高校1年生相当の女子（12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子）	中学校1年生相当の間（13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間）	3回

※1 ヒブ感染症と小児用肺炎球菌の予防接種は、接種開始月齢により接種回数が異なります。

※2 四種混合ワクチンを接種した場合、不活化ポリオワクチンの接種は必要ありません。

※3 日本脳炎ワクチンの接種について、平成17年度から平成21年度までの接種勧奨の差し控えにより、接種の機会を逸した以下のお子さんは、規程の期間に不足分を定期予防接種として受けることができます。

①平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれたお子さんは、20歳になるまでの間に未接種となっている1期、2期の接種を受けることができます。

②平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれたお子さんは、9歳から13歳未満の間に、第1期(3回分)の不足分を受けることができます。

※4 子宮頸がん予防ワクチンの接種については、平成25年6月14日から積極的な接種勧奨が差し控えられていますが、希望者には定期接種として接種可能となっています。（詳しくは厚生労働省ホームページ「子宮頸がん予防ワクチン接種の「積極的な接種勧奨の差し控え」についてのQ&A」をご覧ください。）

接種料金について

接種料金は無料です。

ただし、接種対象年齢を超えた場合は任意の予防接種となるため、全額自己負担となりますのでご注意ください。

接種方法について

下記の実施医療機関での個別接種となります。

実施医療機関に事前に予約した上で予診票（予診票つづり）、母子健康手帳を持参のうえ接種してください。

なお、予診票（予診票つづり）を持っていない場合は、母子健康手帳を持参のうえ、健康推進課窓口までお越しください。

実施医療機関について

実施医療機関名	電話番号	予 防 接 種 の 種 類											
		ヒブ感染症	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	不活化ポリオ	BCG	水痘	麻しん風しん混合	日本脳炎	二種混合	子宮頸がん予防	
板橋胃腸科肛門科	34-8911	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
氏家医院	34-1320	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
大友医院	34-1335	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
大友医院ヒロミ小児科	34-3204	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊谷内科医院	34-5140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
浜吉田駅前内科	33-7377	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-
三浦クリニック	33-1811	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
三上医院	34-3711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
やべ内科クリニック	34-3003	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-
山形外科医院	34-3171	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
やまだクリニック	23-1107	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
菊地内科医院	37-3300	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平田外科医院	37-4055	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
松村クリニック	38-0005	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

宮城県広域化予防接種事業について

かかりつけ医が亘理町外にいるお子さんや、母親の出産などに伴い、亘理町外に長期滞在しているお子さんの場合は、かかりつけ医が宮城県広域化予防接種事業に参加している場合、BCG以外の定期予防接種を受けることができます。

希望される方は、かかりつけ医に相談ください。

やむを得ず県外での予防接種を希望される場合

やむを得ない事情により、県外での予防接種を希望される場合は、事前に相談ください。